大情審答申第519号

令和５年２月28日

大阪市長　松井　一郎　様

大阪市情報公開審査会

会長　玉田　裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和４年２月１日付け大総務行第72号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

　　実施機関が令和３年12月24日付け大総務行第42号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　公開請求

　　審査請求人は、令和３年12月10日、条例第５条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「１．大阪市リーガルサポーターズ設置運営要綱第３条２項のサポーターの弁護士について、市長以外（市長直轄組織、事務分掌条例第１条の組織及び各区長等）の選任に伴う下記文書等。 (1)サポーター弁護士との業務委託契約書(2)事前連絡票及び相談記録及びリーガルサポート業務報告書(3)2020年令和２年度から2021年令和３年度の期間内上記文書」（以下「本件請求対象文書」という。）と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件決定

　　　実施機関は本件請求に係る公文書を保有していない理由を次のとおり付して本件決定を行った。

記

「リーガルサポーターは、大阪市リーガルサポーターズ設置運営要綱第３条第２項の規定により市長が選任することとなっており、市長以外の機関が選任するものではないことから、請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得をしておらず、実際に存在しないため。」

３　審査請求

審査請求人は、令和４年１月５日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条第１号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

　　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　審査請求の趣旨

　　⑴　非開示決定の取消しを求める。

　　⑵　市長自ら大大正窓第401号で支出負担行為決議書類等を公開している。

　　⑶　非開示決定の理由には誤りがあり理由不記である。

　２　審査請求の理由

　　⑴　開示請求の事項

　　　ア　大阪市リーガルサポーターズ設置運営要綱第３条２項のサポーターの弁護士について、市長以外（市長直轄組織、事務分掌条例第１条の組織及び各区長等）の選任に伴う下記文書等。

　　　 (ｱ)　サポーター弁護士との業務委託契約書

　　　 (ｲ)　事前連絡票及び相談記録及びリーガルサポート業務報告書

　　　 (ｳ)　2020年令和２年度から2021年令和３年度の期間内上記文書

　　⑵　上記請求した公文書を保有していない理由（追記あり）

　　　　リーガルサポーターは、大阪市リーガルサポーターズ設置運営要綱第３条２項の規定により、ａ市長が選任することとなっており、ａ市長以外の機関が選任するものではないことから、請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

　　⑶　申立の理由

　　　ア　市長以外が選任したサポート弁護士との業務委託契約書は作成され取得しており、下記のように現在も存在する。

　　　 (ｱ)　ａ市長が決定した「部分開示決定通知書」令和３年11月22日付け大大正窓第401号で、甲に交付した支出負担行為決議書類並びに支出負担行為決議情報（契約）文書にて、ａ市長が公開している。要旨を以下記載する。

　　　　　Ａ　業務委託契約書（経常型）が公開されている。大正区長契約書分

　　　　　　　そこで、行政課長ｂさんが甲に情報提供した令和３年12月24日付※業務委託契約書（単価契約）と比較しながら記載する。※印は市長契約書

Ｂ　名称、令和３年度大正区リーガルサポート業務委託（単価契約）

　　　　　※　名称、令和３年度リーガルサポート業務委託（単価契約）

　　　　　Ｃ　単価契約金額１時間当たり、￥11000円（１万1000円）

　　　　　※　単価業務委託料、￥11000円（１万1000円）

　　　　　Ｄ　予定相談時間、記載欄なし

　　　　　※　予定相談時間、72時間

　　　　　Ｅ　履行期間、令和３年４月１日から令和４年３月31日まで

　　　　　※　履行期間、令和３年４月１日から令和４年３月31日まで

　　　　　Ｆ　履行場所、本市指定場所（受注者の弁護士事務所に出向いている）

　　　　　※　履行場所、本市指定場所

　　　　　Ｇ　保証事項、●免除

　　　　　※　保証事項、●免除

　　　　　Ｈ　１ページ目条文、

　　　　　　　上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　　　　※　１ページ目、上記条文と同じ

　　　　　Ｉ　契約締結日、令和３年４月１日

　　　　　※　契約締結日、令和３年４月１日

　　　　　Ｊ　発注者、大阪市契約担当者　大阪市大正区長　ｃ

　　　　　※　発注者、大阪市契約担当者　大阪市総務局長　ｄ

　　　　　Ｋ　受注者、協和綜合法律事務所　弁護士　ｅ

　　　　　※　受注者、弁護士法人色川法律事務所　弁護士　ｆ（以下省略）

　　　　　Ｌ　条文は16ページ、市長契約条文を削除し、市契約記載内容と異なる

　　　　　※　条文は19ページ、市長契約書条文

　　　　　　仕様書のページでは、大正区長と市長の仕様書が大きく異なる。

　　　　　Ｍ　仕様書　４　業務内容（大正区長契約書）

　　　　　　　職員がその職務を遂行するにあたって必要なリーガルサポートを適時に得られるよう法律上の助言を与える業務（以下、法律事務）

　　　　　※　仕様書　４　業務内容（市長長契約書）

　　　　　　　発注者は、発注者の職員がその職務を遂行するにあたって必要なリーガルサポートを適時に得られるよう、次の各号に掲げる業務の処理を、受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

　　　　　　(A) 発注者の職員からその職務に関する法的事項についての相談（以下「相談」という。）を受け、適切な助言を行う。

　　　　　　(B) 前号の業務に附帯する業務

　　　　　Ｎ　仕様書　５　法律事務の範囲（大正区長契約書）

　　　　　　　「４　業務内容」の「法律事務」とは次のものをいう。

　　　　　　(A) 面談、電話、メールなどによる一般法律相談

　　　　　　(B) 契約等の締結に関する助言

　　　　　　(C) 契約書等の内容の審査

　　　　　　(D) 不当要求行為等対応に関する助言

　　　　　　(E) その他、区長が必要認める事項

　　　　　※　仕様書　５　法律事務の範囲　記載なし（市長契約書）

　　　　　О　仕様書６以降は省略

　　 　(ｲ)　以上のとおり、市長以外の大正区長が選任したｅ弁護士とリーガルサポート業務委託契約書を締結している事実がある。そして、条文は同じではなく、仕様書は大きく変更されている。

　　　イ　市長以外がした業務委託契約でも、事前連絡票及び相談記録及びリーガルサポート業務報告書も存在する。

　　　ウ　2020年令和２年度から2021年令和３年度の期間内の上記文書について

　　　　　令和３年度分を証拠文書として提出しますが、令和２年度も存在するので合わせて公開を求めます。

　　　エ　大正区長がした大正区リーガルサポート業務委託契約の締結し出金は、下記の地方公務員法違反等に該当することから、取消し理由に記載を求める。

　　　　　なお、同法違反者は、大正区長及び（契約）決裁者の総務課長ｇ、課長代理級ｈ、係長級ｉ、職員等ｊ、係長級ｋ、職員等ｌ及び（支出）出納決裁者の総務課長代理級ｍ、職員等ｎです。

　　　　(ｱ) 地方公務員法第32条の法令等及び上司の職務の命令に従う義務に違反している。

　　　　(ｲ) 地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当する。

　　　　(ｳ) 地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反する。

　　　　(ｴ) 地方公務員法第37条の争議行為等の禁止に該当する。

　　　　(ｵ) 地方公務員法第38条の３、違反行為の疑いに係る任命権者市長の報告に該当する。

　　　オ　まとめ

　　　　　以上のとおり請求文書は存在しておりすでに一部は公開されている。よって「不存在による非公開決定」は明らかな誤りであり、職務の怠りがあった。というのも、公開請求した後に、甲は、法務グループから「市長以外とは何か」と聞かれ、区長が弁護士とリーガルサポート業務委託契約をしていますよと教示していた。にもかかわらず、甲にどこの区長か聞くこともせず、また、区長らへの調べを怠って不存在の非公開決定を行った。その結果はぶざまである。そのぶざまを隠すため、ａ市長は職権で本件決定を取消そうとすることは、すでに大正区長が、行審法第82条不服申立の教示をせず、職権取消し処分をしていたことから、さらに恥の上塗りであることを申し添えておきます。

３　実施機関の主張（第４）に対する反論

　　※　なお、大阪市リーガルサポーターズ設置運営要綱及び同事務取扱要領を以下、「要綱」「要領」という。

　　⑴　本庁総務局が自らコンプライアンス改革を遵守せずごまかしている。

　　　ア　市長は、甲の公開請求文書が存在することを知得している。

　　　　(ｱ) 市長は、甲が公開請求した弁明書第１．１に記載の⑴⑵⑶請求事項の文書が存在することを弁明書にて陳述しこれを知得している。

　　　　(ｲ) そして、市長は、市長以外の機関、例えば、区役所の区長が、市長が選任したリーガルサポート弁護士以外の弁護士を選任し、リーガルサポート業務委託契約を締結し、多数の事前連絡票（案件番号）及び相談記録（案件同番号）等の文書が存在することを確認している。

　　　　(ｳ) そうすると、市長は、甲が請求した文書を公開することができる。

　　　イ　実施機関総務局のコンプライアンス意識の欠如を指摘する。

　　　　(ｱ) ところが、市長は、不存在による非公開決定通知書に、公開しない理由を「当庁」は請求文書を保有していない等と記載するが、

　　　　　Ａ　甲は、本庁総務局又は局長、同局行政部総務課長、同法務グループのみが保有する文書と限定していない。

　　　　　Ｂ　なお、地方公共団体である大阪市は、法人であるので、市長自身又は本庁部署が保有していなくとも、区役所又は区長が保有することは、行政法人の代表者である大阪市長が保有することと同じであるため公開義務を負う。

　　　　(ｲ) そして、市長は、①ｏ大正区長を任命しており、②ｏ区長がしたリーガルサポート業務委託契約に基づく弁護士費用も市長宛に請求されていて、③市長が選任していないその弁護士費用も支払った事実を知得していた。

　　　　(ｳ) さらに、市長は弁明書に、「職務執行において、法的リスクを適切に管理していくため、担当職員が、事案に応じて、弁護士による法律相談を簡便な手続きで受けることができるように、総務局においてリーガルサポーターズを設置している。」と記載しており、市長は、わざわざ総務局の所管と説明しているのである。そして市長は下記の記者発表までしている。

　　　　(ｴ) 別紙１．大阪市長会見要旨（2007年：平成19年１月23日）要約

　　　　　　弁護士を４名体制から10名体制と説明し、記者から、選任は市長一人で行うのかの質問に、市長は、①弁護士の選任は法務監察室のアドバイスを聞いて選任したい。そして、②法律相談は、総務局を通すことによって、③大阪市全体の相談状況、④類似の相談内容等の把握をする必要があり、⑤相談内容に応じて適切な弁護士が誰なのかを選定する必要がある。と、市長はリーガルサポート制度の説明を行っていた。さらに、

　　　ウ　総務局自らがコンプライアンス確保の制度をぶち壊すことになる。

　　　　(ｱ) 別紙２．月刊大阪弁護士会の「特集１行政との連携について」の20～22頁に「大阪市リーガルサポーターズ制度について」大阪市情報公開室監察部担当係長　ｐが寄稿している。（大阪市ホームページに掲載）

　　　　　Ａ　コンプライアンス改革の説明。

　　　　　Ｂ　リーガルサポーターズ制度の説明。

　　　　　Ｃ　具体的な事務の流れを【別図】で説明を現在の要領で以下説明する。

　　　　(ｲ) 大阪市リーガルサポーターズ事務取扱要領等にて説明する。

　　　　　Ｄ　法律相談をしたい区役所の職員は、上司の課長級職員の承認を受けた後→

　　　　　Ｅ　区役所のコンプライアンス担当（所属の法務担当課）の承認を得る。→

　　　　　Ｆ　区役所の所属法務担当課職員は事前連絡票を作成し→

　　　　　Ｇ　本庁総務局監察部（総務局行政部）に事前連絡票を送付する。→

　　　　　Ｈ　本庁監察部（総務局行政部）が事前連絡票の確認又は調整し→

　　　　　Ｉ　本庁総務局行政部の職員が、同サポーターの中から最も適当な弁護士を選定し、事前連絡票に案件番号を付け属書類とともにサポーター弁護士に送付する。→

　　　　　Ｊ　総務局行政部の職員は、選定した弁護士名等と案件番号を区の所属法務担当課職員に通知する。→

　　　　　Ｋ　区の所属法務担当課職員又は相談職員が、総務局行政部職員に選定された弁護士に電話をかけ、日時、場所等を調整する。→

　　　　　Ｌ　区の相談職員は、相談が終了後に相談記録（案件番号）を作成する。→

　　　　　Ｍ　その相談記録を所属する区の課が保管する。→

　　　　　Ｎ　区の相談職員は、その相談記録の写しを弁護士及び総務局行政部の職員に送付する。→

　　　　　Ｏ　その相談記録写しの送付を受けた弁護士及び総務局行政部の職員はその相談記録（同じ案件番号）写しを保管する。→

　　　　　Ｐ　区の相談職員は、一回の相談終了後に、速やかに本庁総務局への予算配布を行う。

　　 　（ｳ）以上のことから、総務局は、上記要綱・要領を遵守していれば、甲の請求文書は、上記Оの相談記録写しとして、総務局行政部の職員が保管していることから公開することができる。

　　　　(ｴ) また上記要綱及び要領を遵守履行している下記区役所等が存在する。

　　　　　　甲が、別紙公開文書の「大阪市リーガルサポート報告書（令和２年４月から令和３年９月まで）」の文書から、淀川区、旭区、西淀川区、港区、北区、平野区、生野区、城東区、阿倍野区、水道局、西成区、住之江区、教育委員会事務局、東成区、東淀川区、鶴見区、福島区役所、中央卸市場、教育委員会事務局の51件（本庁部署件数を除く。）の報告書がある。

　　　　　Ａ　区役所からの個別のリーガルサポート法律相談を本庁総務局が受付ている。

　　　　　Ｂ　そして総務局は、市長が選任した10人の弁護士から１人を選定して要綱に基づき相談手続を行っている。

　　　　　Ｃ　区役所担当職員から本庁総務局、総務局から弁護士に連絡し、総務局から区役所担当職員に連絡し、相談記録等も総務局が確認し保有・保管している。（担当公務員の法令等の服務義務に該当する。）

　　　 (ｵ) 不存在とする決定は非違行為と判断されるのでは

Ａ　しかし、本当に請求文書が存在しないなら、処分の決済者は地方公務員法の服務義務違反に相当する。

Ｂ　法務グループ職員らは、請求文書が存在する事実をねつ造して、文書が不存在という虚偽の報告(非公開決定通知)を、甲に行ったことになる。

エ　今からでも、しつかり見直しましよう。

(ｱ) 市長は、過去に市の不祥事続発、発覚からコンプライアンス意識の欠如が大きな原因として、コンプライアンス改革の中心的な所管に「総括内部統制責任者」として「総務局長」としました。

(ｲ) その総務局が、上記要綱、要領を遵守していない区長、区役所のリーガルサポーターズ業務委託契約を黙認して、相談記録を保有・保管していないと平然と主張する。

(ｳ) 都合のわるい区役所の事案を、身内でかくしています。

(ｴ) 総務局は、身内の区ルールといって、しつかり見直し、していません。

(ｵ) 総務局の本件決定で、いっさいの、ごまかし、だまし、 していますよ。

オ　コンプライアンス意識の欠如を指摘する

(ｱ) 市長は、個別の業務委託契約には、リーガルサポート業務委託契約が含まれているか説明していません。

(ｲ) 市長は「(区長が)法律相談業務を委託する弁護士との間で、個別に業務委託契約を締結することを妨げない。」と弁明書に記載していますが、

Ａ　上記３の(4)に51件についても「個別のリーガルサポート業務委託契約」を締結していません。

Ｂ　51件区長らの個別相談の区長らは、要綱・要領を遵守して本庁総務局に相談手続きしています。

Ｃ　大正区長は、１事案ごと又は１事件ごとに 個別の事案に対して業務委託契約を締結していません。

Ｄ　これに反し、大正区長の弁護士は、本庁総務局が契約した優れた識見を有する10人の弁護士から選定されていません。

Ｅ　だから国民は、区長は、公正に選定せず、えんこにより一人の弁護士と契約していると疑うものです。

Ｆ　要綱等でリーガルサポート業務委託契約は１年限りの一般契約のはずが、区長の任期期間だけの、区長自身の代理人弁護士と疑われるのです。

(ｳ) 総務局を通さないから市全体の相談内容を把握できない。

そすると、総務局は、リーガルサポータズ等要綱、要領に規定する総務局を廃除、 除いて、 区役所がする同業務委託契約書、事前連絡票、相談記録等の写しの保管を行わない非違行為を認めるのでしようか。

(ｴ) 総務局は、法的リスクがありそうな、難しい事案を

①組織で取り組むのではなく、②巻き込まれないよう、③担当部署でうやむやに、大事にならないよう、④また大事になっても、本庁は知らなかった、関係なかったと責任回避、担当業務回避するために、⑤コンプライアンス改革は無視し、⑥コンプライアンス意識の欠如を繰返したものです。

(ｵ) 管理監督の地位にある職責の総務局職員らが、不祥事の発生を見ようとせず、黙認しようとしています。

(ｶ) だから、総務局のコンプライアンス意識の欠如から、本件非公開の決定が行われたのです。

カ　法務グループの管理監督の責任は重大である。

大正区長及び同区役所職員らが組織的に行なわれていたと見られる不祥事に対して、管理監督者である総務局法務グループは、責任を厳正に問う必要がありながら、職務を怠ったことになります。

(ｱ) 市長が選任していない弁護士に相談した結果、管理監督の責務がある総務局は、区長及び区役所が、法的リスク事案に対して、組織的防衛を目的として、行政機関が責任を負わないためだけにリーガルサポートのｅ弁護士を使用していることを知得していた。市の支払いから知得していた。

(ｲ) しかし、法務グループは、このように区長が選任した弁護士とリーガルサポート業務委託契約をしていることを黙認し、市長選任の弁護士に相談すべきであり、適正な指導監督を欠いていた。

(ｳ) その非違行為により、公務内外に及ぼす影響は特に重大である。そして、他の区役所、他の職員及び社会に与える影響は重大である。主権者たる国民・市民から公正と信義の信頼により信託された市長は、隠ぺいし黙認していたと言わざるを得ない。

なぜなら、区長は、弁護士費用に係る公金を不適正に処理したのだから。

その上、保管義務のある事前相談票及び相談記録がないのですから。

⑵　市長が選任しない弁護士との業務委託契約は、権力の濫用、横暴を招いている事実を、別紙３、相談事項及び相談記録の1ないし11で立証する。

ア　大正区長がｅ弁護士とリーガルサポート業務委託契約している事実を確認する。

(ｱ) 市長は弁明書に「優れた識見を有する弁護士のうちから市長が選任する。」との記載は「区長が責任回避と保身目的に、また区長自身の代理人弁護士として、大正区長が選任した場合の実例」を以下記載する。

(ｲ) 甲が公開請求で得た別紙３の文書、令和２年６月19日事前相談連絡票等一式、案件番号大正区２－１、大正区役所担当係長ｑ電話◆◆－◆◆◆◆－◆◆◆◆

標題: 「鶴見町コミュ二ティ広場用地」の使用貸借にかかる区役所の関与について、

を、市長が選任していない弁護士、大正区長がリーガルサポート業務委託契約をしていたｅ弁護士に法律相談をした。

Ａ　別紙３、相談事項に記載する１ないし11の項目について、担当者が法的リスク等との相談事項は行政業務上のもであり、要綱の目的に概ね該当する。

Ｂ　しかし、大阪市港湾局管理の約4200坪の市有地を、大正区内の特定団体の個人名契約で、無償使用させることは、さすがに港湾局が管理できないことは明らかである。

Ｃ　その副申書とともに「覚書」には、区長が港湾局の補佐人として、覚書第８条に区長が監理及び指導・指示等についての条項が定められている。

Ｄ　港湾局へ提出する副申書には、港湾局が使用貸借契約にあたり、区長に副申書の提出を条件としていることから、別紙３の公文例⑼が参考意見等を添えた文書でないことは明らかでが、

Ｅ　ｅ弁護士は、区長が押印する覚書(港湾局・個人・区長)には、監理、指導・指示の条項が含まれているを確認している。

Ｆ　しかしｅ弁護士は、区からの「相談事項」に対して、法律上の意見を述べていない。Ｇ使用貸借の法律根拠として民法593条の条項を記載するよう述べていない。Ｈ市有地約4200坪の借主が屋号:鶴浜コミュニティ広場運営委員会と記載するが借主は個人名で押印している。Ｉそして民法の使用貸借なら、借主個人の死亡で使用契約終了となる。 Ｊ団体が多額の費用を投入しフェンス補修など大規模修繕を行っていることを区長及び港湾局は知得している。Ｋ終了時に現状回復義務は相続人が負う。Ｌ契約終了で相続人と団体のトラブル発生が予見される。Ｍまた賃料は無償と条文に定めても、土地約4200坪の管理・維持にかかる費用を借主に全額負担させているので、管理負担付となり無償条件と相殺されるか法的リスクの有無を弁護士は述べていない。

(ｳ) さらに、貸主の当事者は港湾局だから、区長は当事者ではないので、権限も責任もないわけで法的リスクはないと意見しており、

(ｴ)　サポート弁護士はあたかも民事上の訴訟事案として、区長の代理人弁護士のごとく防御の陳述・記載をしている。

(ｵ) そのように、「相談記録(案件番号)」を修正し、区職員と確認の上、作成している。本庁総務局又は支払部署で、案件番号により甲の請求文書が特定でき、まじめに探しているなら公開できはずです。

イ　相談の目的は、大正区長が自己の責任回避のために相談させたと言える。

(ｱ) 相談記録（案件番号大正区２－１）概要、

Ａ　令和２年６月30日大正区役所課長代理ｒ電話◆◆－◆◆◆◆－◆◆◆◆

Ｂ　サポーター名:ｅ弁護士、相談場所:協和綜合法律事務所

Ｃ　相談日時:令和２年６月24日水曜、

Ｄ　時間: ９時35分から10時50分まで(75分)

Ｅ　大阪市長宛て請求書:

面談時間75分＋資料事前確認及び相談結果報告書の事後確認110分、合計185分、交通費0円、

請求:内訳単価１万1000円÷60分×185分＝３万3916円税込

(ｲ) 相談記録の１、副申書の提出による(大正区長の)リスクについてでは、

Ａ 大正区長が港湾局長宛に提出した「普通財産の貸付けについて(副申)」

Ｂ　市有財産使用貸借契約書(一時使用)条文、貸主大阪市、契約担当者港湾局長ｓ、借主鶴浜コミュニティ広場運営委員会委員長　ｔ

Ｃ　覚書、監理運営については内容確認の書面です。

大阪市港湾局を甲、(屋号:鶴浜コミュニティ広場運営委員会)個人名を乙、大正区役所を丙として締結されている。

(ｳ) 相談記録２、相談内容及び結果(ｅ弁護士の意見)

Ａ　市としては、港湾局が契約当事者なので、港湾局が所管する担当部署として契約上の責任は負う。そのうえで、副申(に記載する大正区長)は、法的な責任を負う根拠にならないので、副申書を出すことによって法的責任を負うリスクは発生しない。副申書とは１つの意見を具申する方法で、意見を出しているというだけ。

Ｂ　例えば、住民監査請求で、大正区長が副申書を出しているのは、債務の負担した行為にあたるのかというと、そういうわけでもない。別に副申書を出すことによって何らかの債務や義務を負担することにならない。

(ｴ) 相談記録２、に同じく

地区計画変更後の副申書提出による(大正区長の)リスクは「大正区長の立場は契約当事者でないので、分掌上は権限も、責任もないわけで、過去の名残で地域のマネジメントをするという立場上、関与してきただけであって、法的には契約の主体ではないので、法的に(大正区長の)リスクはない。使用貸借で無償なので、借りる側(主権者たる国民・市民)としても非常に弱い権利である。法的にはそういうものである。

借地借家法の適用も受けないし、少年野球場施設は何かあったらすぐ出ていかなければならないという非常に弱い権限である。

地域の人 (主権者たる国民 ・ 市民) はごねているが、そういう契約なのでごめんなさいと言っても問題はない。そういうことをしたからといって、住民監査請求で違法だ、不要だと言われる筋合いはない。」

(ｵ) 「ごねている」 と、借主の団体の意見をそのようにとらえるリーガルサポート業務委託契約したｅ弁護士に、市税を支払うことを大正区民は知っているだろうか。区民や野球少年らは納得するだろうか。

(ｶ) また、土地使用解除後に代替え地又は新たな少年野球場を設置しない大阪市は、行政業務の怠慢ではないのか。大人の草野球場ではない。次世代の少年たちのための施策という意識がまったく欠如している。

(ｷ) 以上のことことから、市長及び法務グループが要綱、要領を遵守せず、そして市長の指示に従わず、市長に、市議会に、市民にかくれて、「区長が市長選任外の弁護士と、リーガルサポート業務委託契約を締結することを追認した。」その結果は、公務内外に及ぼす影響は極めて重大と言わざるを得ない。

⑶　知らぬ、存ぜぬ、当庁責任なしのコンプライアンス意識欠如は極まれり

このように、大阪市行政での法的リスク問題は、その担当部署の内部で処理しよう、外部に漏らさないよう、本庁に漏れないよう、そのために、本庁選定の弁護士への相談は不祥事が漏えいするので、本庁弁護士に相談しないため、区長が選任した、ただ一人の弁護士に、リーガル等業務委託契約を締結した。

だから、総務局法務グループは、甲が公開請求した市長以外の弁護士と業務委託契約していたことを、甲の公開請求で始めて知ったのである。

そもそも、市長が行政上の法的リスクの法律相談を簡易な手続きで受けることができるようにリーガルサポート設置運営要綱の指示をしたものであるが、区長は、まるで区の組織防衛の道具にしている。さらに、港湾局とかかわりないように、また区長自身の防衛に、公金を利用していると言わざるを得ない。国民・市民は、理財局の国会答弁のようなへりくつを聞くために、弁護士費用を公金で支払っているのではない。

大阪市民生活に、行政上の問題改善に、解決するため、法律上の知恵を得るために公金を支払っているのです。

そして、民主主義の自由及び権利は国民の努力によって保持しなければならず、市長は常に公共の福祉のために利用する責任を負う。

そのために、法務グループは、全てのリーガルサポート業務委託契約を把握し、全ての法律相談及び相談記録を把握していなければならない。

このように責任回避、隠ぺいや黙認をしていては、社会に与える影響、公務内外に及ぼす影響、他の職員に与える影響は重大である。

その結果。公務員倫理規範の低下、汚職、部署びいき、身びいき、地域えこひいき、傲慢、不公平、不正を生む。それらの偏狭(職場・所管だけの狭い考えにとらわれること。)から永久に除去するため、市長が定めた要綱、要領を総務局法務グループは必ず遵守しなければならない。

　　⑷　結論

よって、本件非公開の決定を取消し、現に請求文書が存在することから、支払い時の案件番号により、すみやかに公開することを求める。

第４　実施機関の主張

　　実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　決定の理由

　　⑴　大阪市リーガルサポーターズ制度について

　　　　本市における日々の職務執行において法的リスクを適切に管理していくため、当該職務を担当する職員が、事案に応じて弁護士による法律相談を簡便な手続きで受けることができるように、総務局においてリーガルサポーターズ制度を設置している。

　　　　かかるリーガルサポーターズの設置及び運営に関し必要な事項については、大阪市リーガルサポーターズ設置運営要綱（以下「本件要綱」という。）を定めている。

　　⑵　リーガルサポーターズの選任について

　　　　本件要綱は、第３条第２項の規定により、本件要綱に基づくリーガルサポーターは、優れた識見を有する弁護士のうちから「市長が選任する」とするとともに、第５条第１項の規定により、当該選任されたリーガルサポーターとの間で業務委託契約を締結するとしている。

　　　　なお、当該選任の意思決定手続については、市役所課長等専決規程により、総務局行政部行政課長において専決することとしている。また、当該選任されたリーガルサポーターとの間の業務委託契約については、大阪市契約規則の規定により、契約締結権限が市長から総務局長に委任され、市役所課長等専決規程により、総務局行政部総務課長において専決することとしている。

そのため、本件要綱上は、市長、総務局長、同局行政部総務課長、同部行政課長以外の機関（例えば、各区役所の区長等）が本件要綱に基づくリーガルサポーターの選任や当該業務委託契約の締結に係る手続に関わるものではない。

ただし、本件要綱によらず、市長以外の機関が、法律相談業務を委託しようとする弁護士との間で、個別に業務委託契約を締結することを妨げるものではない。

　　⑶　審査請求人の主張に対する反論

　　　　審査請求人の主張は、要は、本件審査請求において、添付証書第１号証中にある「令和３年度　大正区リーガルサポート業務契約書」が存することを根拠に、上記第２．１記載の本件請求に係る請求対象文書が存在するとし、本件決定が誤りであるとするもののようである。

　　　　しかし、上記⑵で述べたとおり、本件要綱に基づき設置及び運営されるリーガルサポーターズ制度は、市長以外の機関が、法律相談業務を委託しようとする弁護士との間で、個別に業務委託契約を締結することを妨げるものではないところ、第１号証中の「令和３年度　大正区リーガルサポート業務委託契約書」は、市長以外の機関である大正区長が、本件要綱によらず、法律相談業務の委託をしようとする弁護士との間で個別に業務委託契約を締結したものである。

　　　　そのため、添付証書第１号証が存することを根拠に本件請求に係る請求対象文書が存在するとする審査請求人の主張には理由がない。

　　⑷　小結

　　　　以上のとおり実施機関は本件請求に合致する公文書を保有していないことから、本件決定を行ったものである。

　２　結論

　　　以上の次第であり、本件決定は条例に則った適正なものである。

第５　審査会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

　２　争点

実施機関は、本件請求対象文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件請求対象文書は存在するとして、本件決定を取り消すことを求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件請求対象文書の存否である。

　３　争点について

　　⑴　本件請求は、第２．１記載のとおり、「大阪市リーガルサポーターズ設置要綱第３条２項のサポーターの弁護士」についての業務委託契約書等の文書の公開を求めるものであるところ、本件要綱第３条第２項は「（リーガル）サポーターは、優れた識見を有する弁護士のうちから市長が選任する。」旨定めていることから、本件要綱第３条第２項のサポーターの弁護士について、市長以外の機関が選任することがないことは本件要綱の規定からも明らかであると認められる。

　　　　したがって、市長以外の機関が選任する「大阪市リーガルサポーターズ設置要綱第３条２項のサポーターの弁護士」に係る文書であることを前提とする本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張には、特段不自然、不合理な点は認められない。

　　⑵　なお、審査請求人は、「大正区リーガルサポート業務」に係る業務委託契約書等が本件請求対象文書に該当する旨主張するものと解される。

　　　　この点、実施機関によれば、本件要綱に基づく大阪市リーガルサポーターズ制度による大阪市と弁護士との間の業務委託契約については、大阪市契約規則の規定により、契約締結権限が市長から総務局長に委任され、市役所課長等専決規程により、総務局行政部総務課長において専決することとしているとのことであり、この点に関して特段の疑義は認められないところ、審査請求人が示す本件要綱に基づく大阪市リーガルサポーターズ制度による大阪市と弁護士との業務委託契約（「令和３年度　リーガルサポート業務委託（単価契約）」）書においては当事者（発注者）として「総務局長」が示されている一方で、同人が示す「大正区リーガルサポート業務」に係る業務委託契約（「令和３年度　大正区リーガルサポート業務委託（単価契約）」）書においては「大正区長」が契約の当事者として示されていることから、「大正区リーガルサポート業務」が本件要綱に基づく大阪市リーガルサポーターズ制度とは異なるものであることは、このような契約書の内容に照らしても明らかである。

　　　　さらに、大阪市契約規則第３条第５項は、「第１項に定める契約以外の契約については、別に定めるものを除くほか、契約の締結を主管局長又は区長に委任する」と規定しているところ、大阪市が外部弁護士との間で締結する業務委託契約は同条第１項の定める契約のいずれにも該当せず、また、このような契約の締結を総務局長にのみ委任する旨の「別に定めるもの」もないことから、区長の権限において独自に弁護士との間で業務委託契約を締結することは許容されているものと考えられる。

一方、審査請求人は、本件請求対象文書が存在すると主張する根拠として、市長以外の機関が独自に弁護士を選任して実施する法律相談業務についても総務局が一括して管理監督を行うべきである等、概して、大阪市における弁護士への法律相談の実施に係る制度の在り方についての意見を述べるに留まるものと思料する。

以上のことから、審査請求人の上記主張に理由はなく、本件請求対象文書の存否に影響を及ぼすものではない。

４　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　玉田　裕子、委員　小林　美紀、委員　重本　達哉

（参考）答申に至る経過

　令和３年度諮問受理第49号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和４年２月１日 | 諮問書の受理 |
| 令和４年５月17日 | 実施機関からの意見書の収受 |
| 令和４年６月８日 | 審査請求人からの意見書の収受 |
| 令和４年８月10日 | 調査審議 |
| 令和４年９月21日 | 調査審議、審査請求人の口頭意見陳述 |
| 令和４年10月25日 | 調査審議 |
| 令和５年２月28日 | 答申 |